

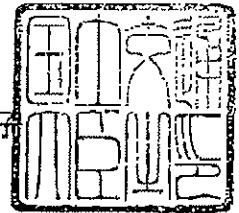


## 認 定 書

国住指第2241号  
平成14年5月17日

日新製鋼株式会社  
代表取締役会長兼社長 田中 寛 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号並びに同法施行令第107条第一号及び第三号(屋根:各30分)の規定に適合するものであることを認める。

### 記

1. 認定番号

FP030RF-9326

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

無機質高充填フォームプラスチック裏張/金属板屋根

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(別添)

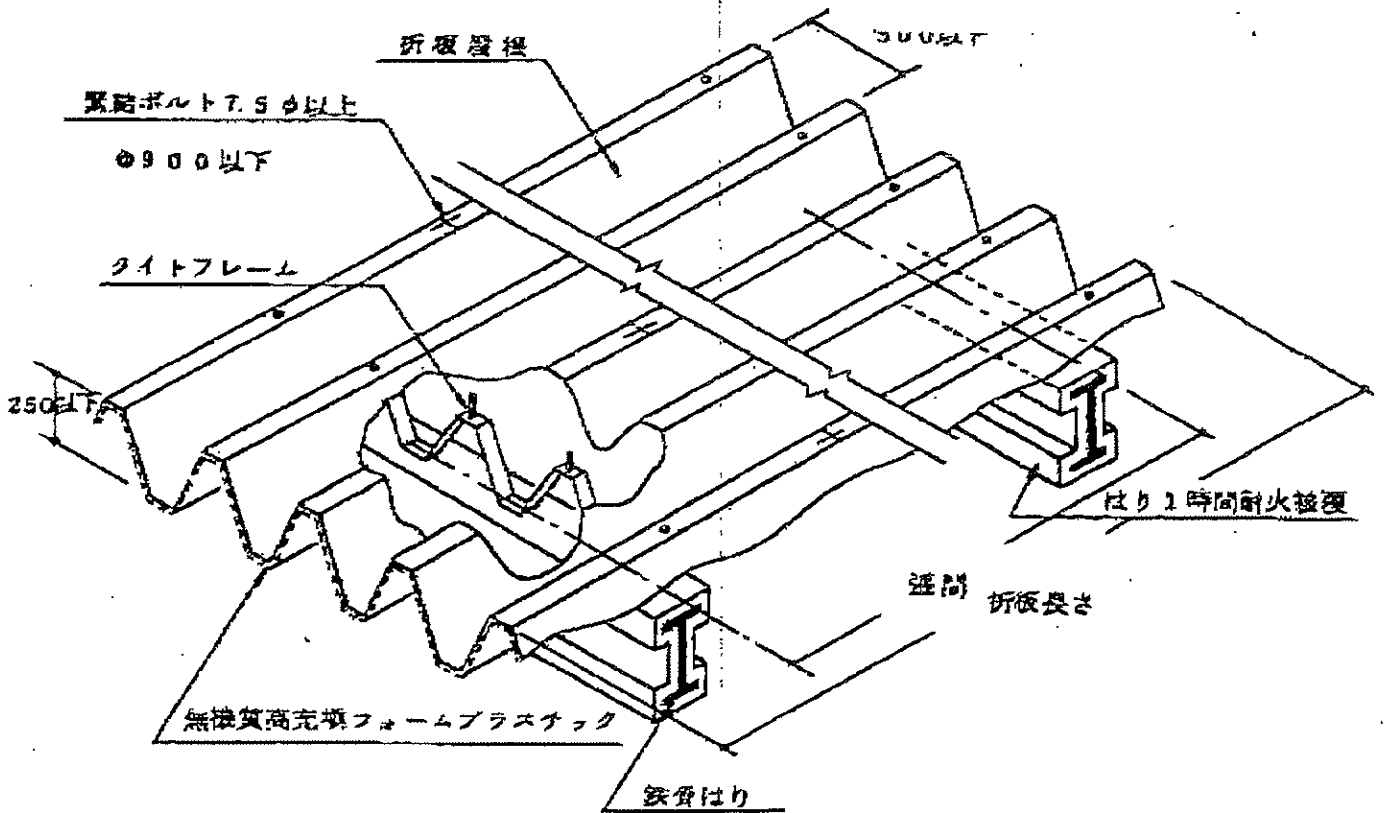
認定番号	FP030RF-9326	認定年月日 平成14年5月17日
品目名	無機質高充填フォームの張り / 金属屋根	申請者名：日新製鋼㈱ 代表取締役会長兼社長 田中 寛 東京都千代田区丸ノ内3-4-1 TEL (03)-3216-5511

1. 構造説明図 (単位 mm)

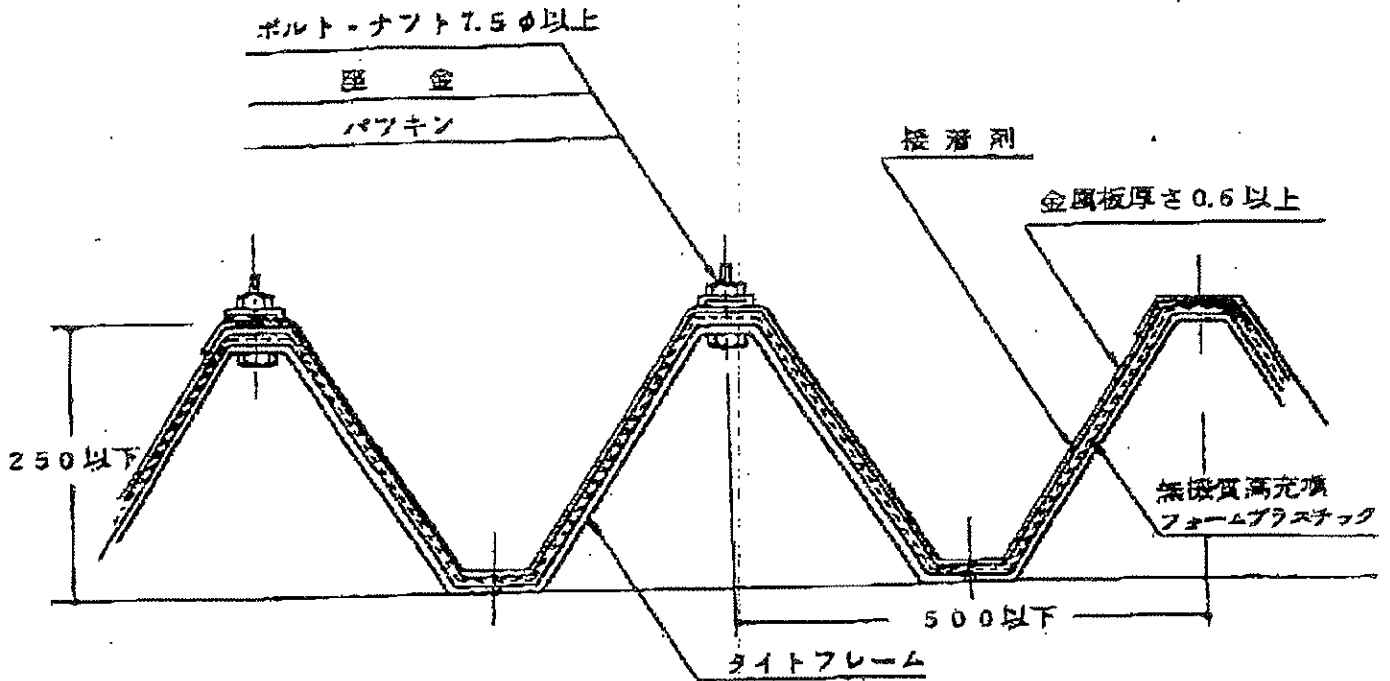
1-1 標準設計図・透視図・断面図  
透視図

耐火 (通)  
R0113

断熱性能検査報告書



断面図



1-2 標準設計図 (省略)

1-3 実施設計図 (省略)

2. 材料等説明

2-1 主構成材料

(1) 金属板：厚さ0.6mm以上、鋼板製屋根用折板JIS A 6514に準ずる。

イ JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板)  
 JIS G 3313 (電気亜鉛めっき鋼板)、  
 JIS G 3314 (アルミめっき鋼板)  
 等の亜鉛・アルミめっき鋼板

ロ JIS G 4304~4307, 4312 (ステンレス鋼板) 等の高耐候性鋼板

ハ JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板)、JIS G 3318 (塗装溶融亜鉛-5%Alめっき鋼板)、JIS G 3320 (塗装ステンレス鋼板) 等の焼付塗装鋼板で不燃材料に認定されている融点1450℃ (但し鋼板) 以上の鋼板

(2) タイトフレーム：厚さ3.2mm以上 (JIS G 3131またはJIS G 3141)

(3) 無機質高充填フォームプラスチック (準不燃2025号認定品)  
 1種および2種 (制振材付き)

## 2-2 副構成材料

### (1) 構成部品

- イ ボルト、ナット：径7.5 mm以上 (JIS B1180 または JIS B1181適合品)
- ロ 座金、パッキン。

### (2) 接着剤

合成ゴム系、アクリル系またはウレタン系。固形分として15 g/m<sup>2</sup>以下。

## 3. 標準仕様 (施工仕様)

### 3-1 折板屋根成形加工

#### (1) 現場貼り

- イ 無機質高充填フォームプラスチックは、折板メーカーの仕様およびその責任施工により、安全に組み立てられた折板成形品に貼る。
- ロ 無機質高充填フォームプラスチック (1種) を、折板成型品に接着剤を全面塗布し、または無機質高充填フォームプラスチック (2種) の離型紙を剥がし圧着する。

#### (2) 工場貼り

- イ 成型されていない金属板に接着剤を全面塗布し、無機質高充填フォームプラスチック (1種) を圧着する。または成型されていない金属板に無機質高充填フォームプラスチック (2種) の離型紙を剥がし圧着する。
- ロ 接着剤を用いて表面を改質処理した無機質高充填フォームプラスチック (1種) と成型されていない金属板を加熱圧着する。または成型されていない金属板に無機質高充填フォームプラスチック (2種) の離型紙を剥がし圧着する。
- ハ イまたはロにより加工した金属板のロールフォーミングを行う。

### 3-2 折板屋根組立

- (1) はり、またはけたにタイトフレームを正確に溶接する。その後、折板屋根を乗せボルト、ナット、座金、パッキンにてしっかり固定する。
- (2) 屋根構造は次のとおりとする

金属板厚さ (mm)	最大許容張間 (m)			折板形状	
	連続ばり	単純ばり	片持ばり	山高 (mm)	ピッチ (mm)
0.6	4.0	3.5	1.7	175 以下	300 以下
	5.8	4.9	1.9	150 以下	250 以下
0.8	6.8	5.7	2.5	250 以下	500 以下
1.0	7.3	6.2	3.0		
1.2	8.8	6.7	3.5		

ただし荷重 100kg/ m<sup>2</sup>の場合

### 3-3 その他

床面からはりの下端までの高さが4 m以上の鉄骨造の小屋組で、その直下に天井がないものまたは直下に不燃材料もしくは準不燃材料で造られた天井があるもの以外のはり、1時間耐火被覆を施す。

#### 4. 注意事項

当該認定において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。